

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者はこの約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の内訳書、図面等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び播磨町財務規則（昭和40年播磨町規則第1号）を遵守し、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品を仕様書に基づき契約書記載の契約金額をもって、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所に納入するものとし、発注者は、その購入代金を受注者に支払うものとする。
 - 3 この約款に定める請求、催告、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 7 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

(納入通知)

- 第3条 受注者は、物品を納入しようとするときは、直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(検 査)

- 第4条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に物品の検査を行うものとする。
- 2 受注者は、検査に合格したときは納入場所において、直ちに物品を発注者に引き渡さなければならない。

(所有権の移転)

- 第5条 契約物品の所有権は、発注者が前条第2項の規定により受注者から引渡しを受けたときをもって移転するものとする。

(一般的損害)

- 第6条 物品の引渡し前に納入物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

- 第7条 受注者は、天災地変その他その責めに帰すべきことができない理由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対してその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約の履行)

第 8 条 受注者が行う契約の履行は、第 4 条第 2 項の規定により当該物品を引渡した時を持って完了するものとする。

(納入遅延に対する遅延損害金)

第 9 条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、納入期限内に引渡しが出来ない場合は、遅延損害金を請求できるものとする。

2 前項の遅延損害金は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、納入物品が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、遅延となった部分の契約金額について計算した額とする。

(権利義務の譲渡等)

第 10 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約内容の変更)

第 11 条 発注者は、必要があるときは、契約の内容を変更することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は納入期限内に履行の見込みがないとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が第 4 条の規定による検査に際し職務執行を妨げたとき、又は指示に従わなかったとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 18 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第 12 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 10 条の規定に違反してこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (2) 物品を引渡すことができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が物品を引渡すことを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の物品の一部の納入が不能である場合又は受注者が物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に物品を納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が物品の引渡しの履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

(8) 第13条又は第13条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であることが認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条又は前項の規定により契約が解除された場合(この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものである場合を除く。)においては、受注者は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第2条に掲げる契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 前条又は第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは、既済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者はその既済部分に対する売買代金相当額を支払うものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限)

第12条の3 第12条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による契約解除権)

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない契約解除権)

第13条の2 受注者は、第11条の規定により契約内容を変更したため売買代金が3分の2以上減額したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 前条本文又は前項により契約が解除された場合における既納部分の取扱いについては、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限)

第13条の3 第13条又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、解除部分に対する契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の

指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第12条又は第12条の2の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその契約の履行を拒否した場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第12条の2第1項第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 発注者は、受注者が発注者の指定する期限までに前項に規定する違約金を納付しない場合には、その支払期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金額に支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延金を徴収するものとする。

（契約代金の支払等）

- 第15条 受注者は、第4条第2項の規定による引渡し完了後所定の手続に従って契約代金の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

（契約保証金の還付等）

- 第16条 受注者の納付した契約保証金は、この契約の履行完了後、発注者から受注者へ還付するものとする。

（秘密の保持）

- 第17条 受注者は、契約の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約不適合責任）

- 第18条 発注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、受注者に対してその修補、代品の納入又は不足物の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。
- 5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(誓約書の提出等)

第 19 条 受注者は、この契約の契約金額が 130 万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

- (1) 受注者が第 12 条の 2 第 1 項第 9 号アからキまでに該当しないこと。
 - (2) 下請契約又は購入契約その他の契約を締結するに当たり、第 12 条の 2 第 1 項第 9 号アからキまでに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の受注者とししないこと。
 - (3) 受注者は、前 2 号に違反したときには、第 12 条の 2 第 1 項第 9 号に基づく契約の解除、第 14 条第 1 項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 2 受注者は、下請契約又は購入契約その他の契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約又は購入契約その他の契約を締結する場合には、その合計金額）が 130 万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約又は購入契約その他の契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第 20 条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を談合等違約金として発注者に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者をいう。次項第 2 号において同じ。）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団等による履行の妨害等)

第21条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求を受けたときは、発注者に報告し、かつ、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺してなお発注者が受注者に対して有する金銭債権全額に満たないときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に係る起訴の提起については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補 則)

第24条 この契約書に定めのない事項については、播磨町財務規則（昭和40年播磨町規則第1号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者・受注者が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、受注者若しくは発注者の事務所内又は契約書（設計図書等に示す場所を含む。）において定めた場所で行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

9 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

10 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定めなければならない。また、取り扱う個人情報が特定個人情報等に該当する場合には、受注者は当該内容を発注者に書面で報告しなければならない。

(2) 特定個人情報等を取扱う受注者は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、発注者に書面で報告しなければならない。

(再委託等の禁止)

11 受注者は、委託事務の一部を第三者（受注者の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、受注者は、発注者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

(2) 前項ただし書きにより発注者が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、受注者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

(3) 受注者は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、発注者に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、発注者の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

(4) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受注者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(5) 受注者は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

(6) 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査及び監査)

13 発注者は、受注者及び再委託等の相手方が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査及び監査することができる。

(2) 受注者及び再委託等の相手方は、前項の調査又は監査があった場合は、速やかに応じなければならない。

(遵守状況の報告)

14 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

(2) 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

15 受注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(2) 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(3) 発注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事

故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(2) 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

17 発注者は、受注者が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、受注者に対して損害の賠償を求めることができる。